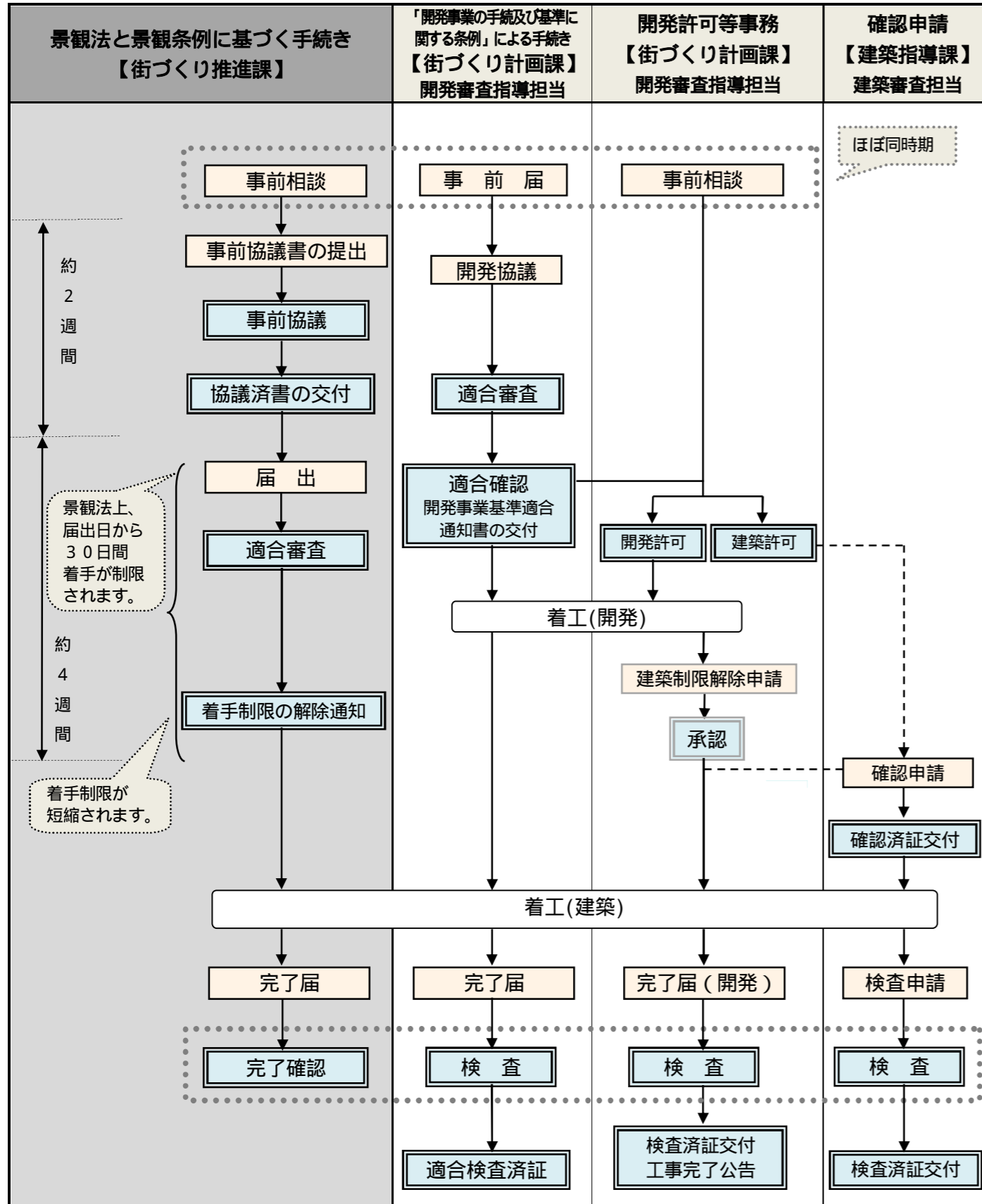


7. 景観の手続きと関係各課で行う手続きの流れ



景観法（景観計画）と景観条例に基づく手続き

大和市景観計画では、全市域を景観計画区域として設定し、全市において守るべきルール(行為の制限)と望ましい景観の姿(景観形成方針)とを示しています。
 一定規模以上の建築行為等に当たっては、事前協議(景観条例)と届出(景観法)が必要となり、景観形成方針と行為の制限の基準に適合する必要があります。

1. 景観の手続きの対象区域
市内全域

2. 景観の手続きの対象となる行為

| 行為 | 規模 |
|--|----------------------------------|
| 建築物の建築等 新築 増築 改築・移転 外観を変更することとなる修繕・模様替えまたは色彩の変更で、変更部分が見付面積*の合計の過半となるもの | 高さが10mを超えるもの 延べ面積が1,000㎡以上のもの |
| 工作物の建設等 新設 増築 改築・移転 外観を変更することとなる修繕・模様替えまたは色彩の変更で、変更部分が見付面積*の合計の過半となるもの | 高さ10mを超えるもの ただし、擁壁は高さ5mを超えるもの |
| 木竹の伐採 | 伐採する区域の面積が500㎡以上のもの |

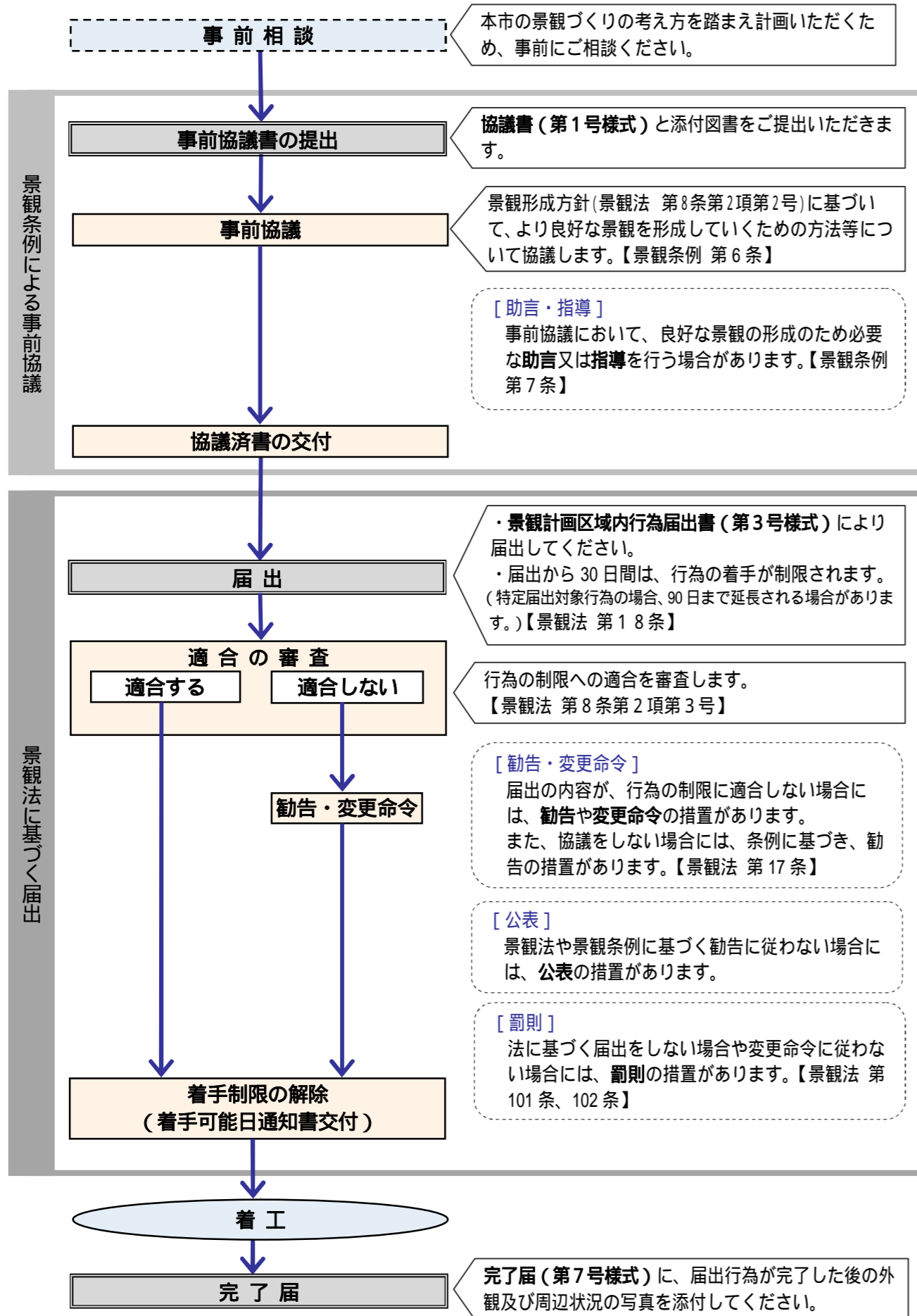
・ の行為は、変更命令の対象となる特定届出対象行為です。
 * 見付面積：建築物の外壁および屋根、工作物の外装の一つの面における垂直投影面積

3. 景観の手続きに必要な書類

| | | |
|--------------------|---|------------------------------------|
| 建築物の建築等 工作物の建設等 | 協議書(第1号様式) <届出書(第3号様式)> 計画概要書(第19号様式) 景観チェックシート(第20号様式) 案内図 縮尺2500分の1以上 現況写真 2方向以上 土地利用計画図(配置図) 縮尺1000分の1以上 立面図 縮尺50分の1以上で、彩色したもの 各階平面図 縮尺50分の1以上 外構図(緑地計画図を含む) 縮尺1000分の1以上 | 左記のほか参考となるべき事項を記載した図書で、市長が必要と認めるもの |
| 木竹の伐採 | 協議書(第1号様式) <届出書(第3号様式)> 計画概要書(第19号様式) 景観チェックシート(第20号様式) 案内図 縮尺2500分の1以上 現況写真 2方向以上 現況図 縮尺1000分の1以上 土地利用計画図(配置図) 縮尺1000分の1以上 | |

各図面の縮尺は目安です。計画の規模に応じて他の縮尺としていただいても結構です。
 協議書、届出書等の各書式は大和市ホームページからダウンロードできます。

4. 手続きの流れ



5. 景観形成方針(望ましい景観の姿)

景観形成方針は、建築物の建築、工作物の建設等およびその他景観形成に関わる行為において配慮すべき事項を定めたものであって、本市の景観づくりで目指す“望ましい景観の姿”を示したものです。

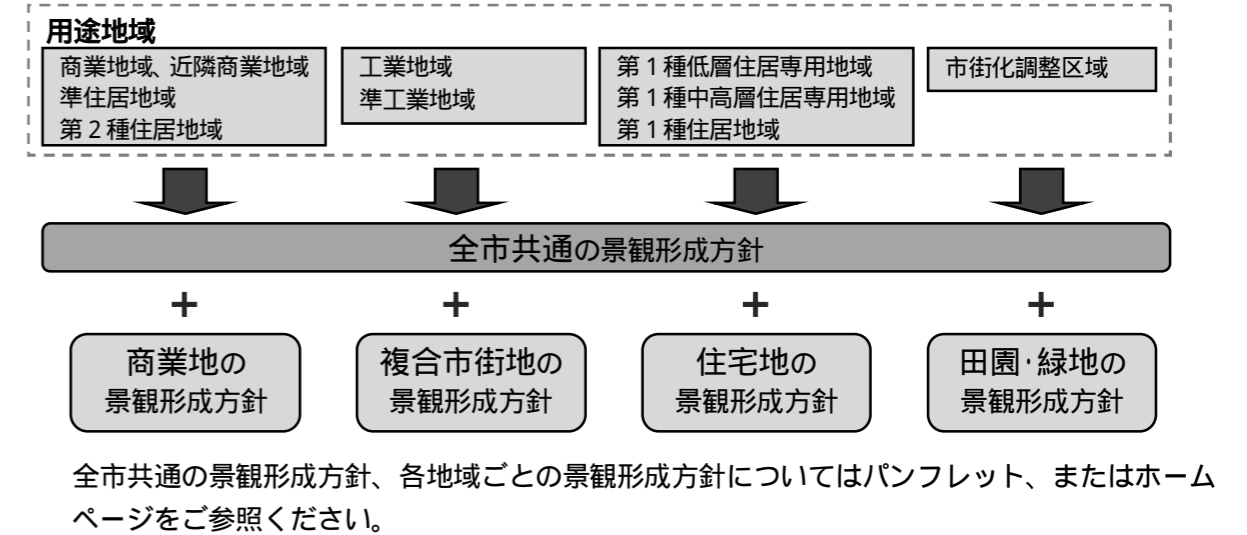
景観づくりの基本的な考え方

地域環境と調和させましょう。
歩く快適さを高めましょう。
身近な緑を増やしましょう。



景観形成方針の構成

市内には、その土地利用状況によって様々な特性を持つ地域があります。景観計画は、それぞれの土地利用の方向性(用途地域など)に応じて4区分し、景観形成方針を定めています。



6. 行為の制限(守るべきルール)

全市域を対象として、景観に大きな影響をおよぼすおそれがある一定規模以上の建築物等について、行為の届出制により景観誘導を図ります。

建築物・工作物の色彩

建築物の外壁及び工作物の外装の色彩、また建築物の屋根の色彩は下の表の通りとします。

| 対象 | 色相 | 明度 | 彩度 |
|------------------|-------------|-----|--------|
| 建築物の外壁 工作物の外装 | 0YR(10R)~5Y | | 6以下 |
| | 上記以外の有彩色 | | 2以下 |
| | 無彩色 | | 0(使用可) |
| 建築物の屋根 | 0YR(10R)~5Y | 6以下 | 6以下 |
| | 上記以外の有彩色 | 6以下 | 2以下 |
| | 無彩色 | 6以下 | 0(使用可) |

企業コーポレートカラー等で、色彩基準から外れる鮮やかな色彩(アクセントカラー)を使用する場合は、各立面(一つの面の見付面積)の1/5(20%)未満であれば使用可能。

擁壁

擁壁の建設にあつては、自然石調等の仕上げとするか、または擁壁前面を植栽すること等により、構造体の過半を露出しないよう緑化してください。

木竹の伐採

樹林等の木竹を伐採する際には、道路に面する部分の伐採は避けてください。やむを得ず伐採する場合は、代替え植栽に努めてください。

